

相模原市大規模事業評価調書

事業名 スポーツ・レクリエーションゾーン（相模総合補給廠共同使用区域内）整備事業

事業名が変更になりました。

旧事業名：相模総合補給廠共同使用区域（10ha）整備事業

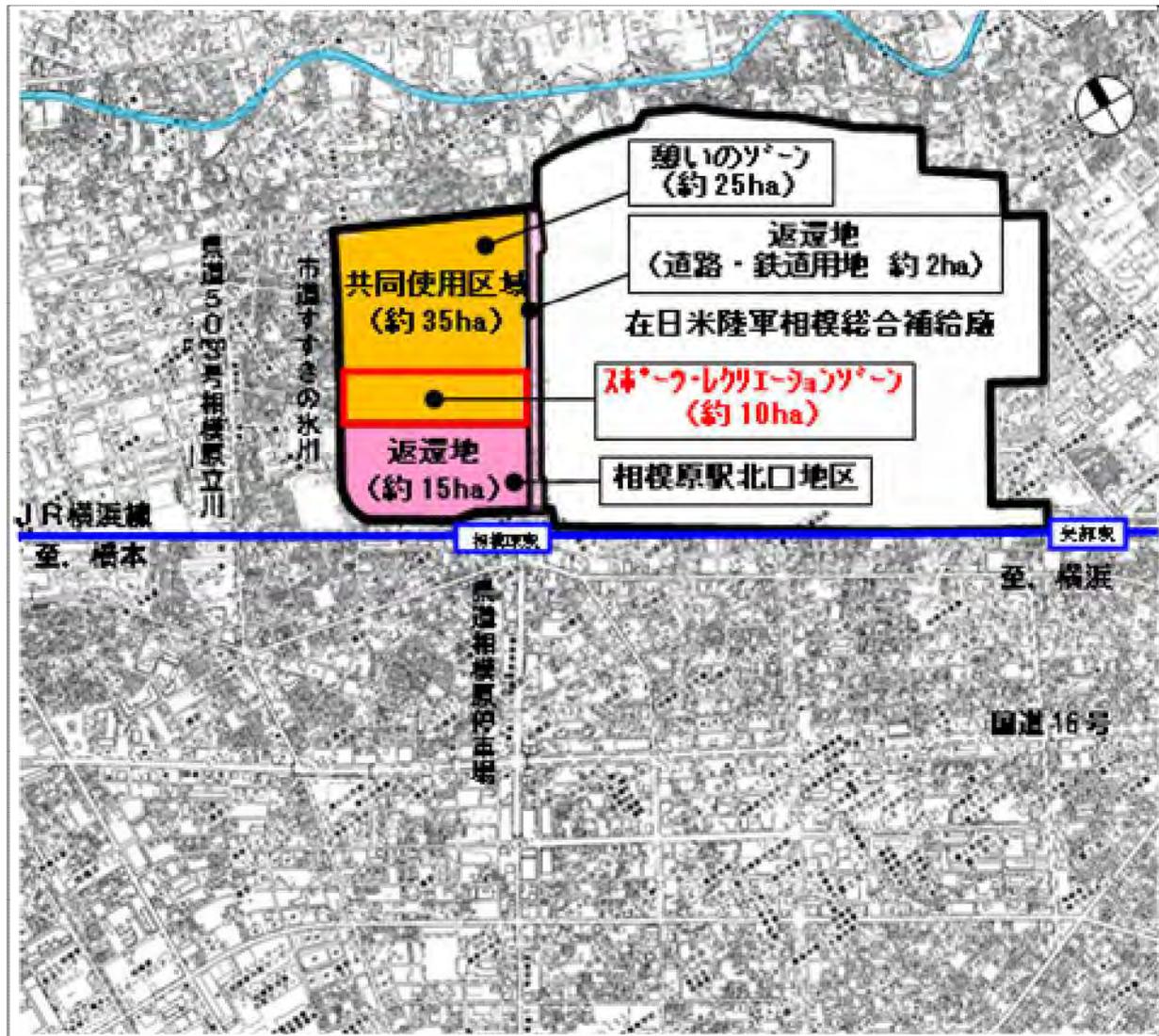
事業主管課：教育局 生涯学習部 スポーツ課

平成26年12月10日作成

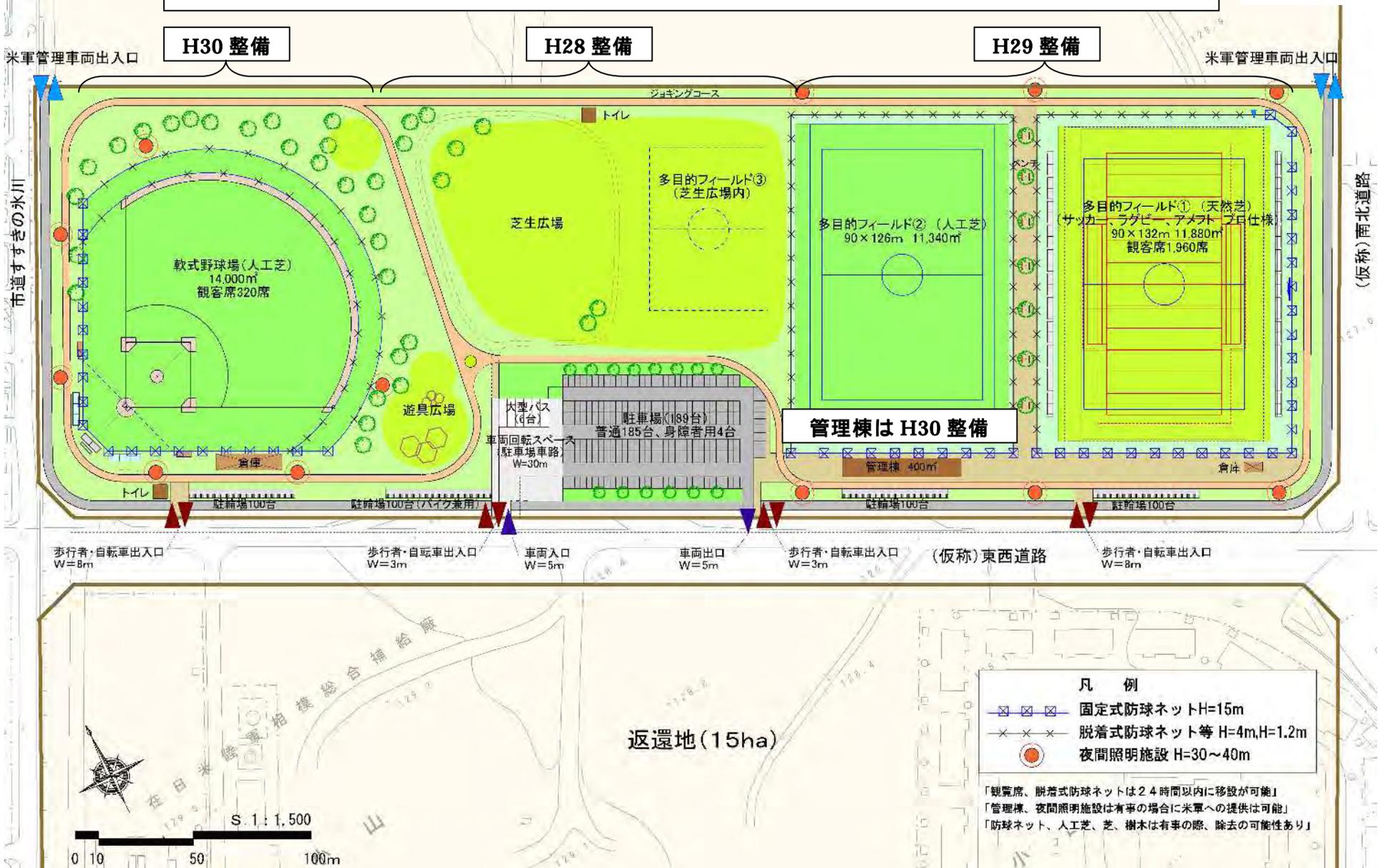
【事業概要】

実施主体	相模原市	
位置付け (根拠)	新・相模原市総合計画 相模原市都市計画マスタープラン 相模原市水とみどりの基本計画 相模原市中央区区ビジョン 相模原市教育振興計画 相模原市スポーツ振興計画 相模原市地域防災計画 相模原駅周辺地区まちづくり計画 相模原市広域交流拠点基本計画	
目的	快適な都市空間の創造と生涯スポーツの振興を図るため、相模総合補給廠の共同使用区域約35haのうち、スポーツ・レクリエーションゾーンの約10haに、多目的に利用できる広場やスポーツ施設を有する公園を整備する。	
概要	場所	相模原市中央区小山地内
	内容	都市公園（運動公園） 面積：約10ha（うち運動施設3.7ha）
	事業期間	平成26年度末～平成30年度
	スケジュール	平成26年度末：基本計画・基本設計 平成27年度～平成29年度：実施設計 平成28年度～平成30年度：整備
	概算事業費	約43億円
	管理運営計画	都市公園法第2条の3の規定により都市公園を設置した相模原市が管理する。
特記事項	段階的な実施設計及び整備事業を行い、随時の供用開始を目指す。	

スポーツ・レクリエーションゾーン（相模総合補給廠共同使用区域内）整備事業 位置図



スポーツ・レクリエーションゾーン（相模総合補給廠共同使用区域内）整備事業 基本構想図



H30 整備

H28 整備

H29 整備

軟式野球場(人工芝)
14,000㎡
観客席320席

多目的フィールド③
(芝生広場内)

多目的フィールド②(人工芝)
90×126m 11,340㎡

多目的フィールド①(天然芝)
(サッカー、ラグビー、アメフト、フット仕様)
90×132m 11,880㎡
観客席1,960席

管理棟は H30 整備

駐車場(189台)
普通185台、身障者用4台

倉庫

歩行者・自転車出入口
W=8m

歩行者・自転車出入口
W=3m

車両入口
W=5m

車両出口
W=5m

歩行者・自転車出入口
W=3m

(仮称)東西道路

歩行者・自転車出入口
W=8m

返還地(15ha)

凡例

- 固定式防球ネットH=15m
- 脱着式防球ネット等 H=4m,H=1.2m
- 夜間照明施設 H=30~40m

「観覧席、脱着式防球ネットは24時間以内に移設が可能」
 「管理棟、夜間照明施設は有事の場合に米軍への提供は可能」
 「防球ネット、人工芝、芝、樹木は有事の際、除去の可能性あり」

公園内の主な施設

施設名	計画面積	仕様等	整備年度 (H28～30)
多目的フィールド	11,880 m ² (90×132m) (天然芝)	ラグビー、アメフト、サッカー利用 等 夜間照明、観客席 1,960 席、防球ネット	H29
	11,340 m ² (90×126m) (人工芝)	サッカー大会、ニュースポーツ利用 等 夜間照明、防球ネット	H29
	6,300 m ² (70×90m) (芝生広場内)	少年サッカー大会 等 フェンス等なし	H28
軟式野球場	14,000 m ² (C=115.82m、L/R=91.44m) (人工芝)	軟式野球(社会人) 夜間照明、観客席 320 席、防球ネット	H30
芝生広場	約 7,500 m ²		H28
遊具広場	約 1,500 m ²		H28
ジョギングコース	W=3m、L=約 1.4km		H28～30
駐車場	189 台		H28
駐輪場	400 台(4 箇所)	1 箇所バイク兼用	H28～30
トイレ	3～4 箇所		H28～30
管理棟	約 400 m ²	更衣室、トイレ、会議室、事務室 等	H30
倉庫	2 箇所	多目的フィールド、軟式野球場に設置	H29、30

【事業の必要性】

現状及び課題

(相模総合補給廠共同使用区域に関する経過)

- 平成18年 5月 約35haの共同使用が盛り込まれた在日米軍再編の最終報告が日米両政府で承認。
- 平成22年10月 市長と米陸軍司令官で覚書を取り交わし、約10ha部分についてスポーツ・レクリエーションゾーンとして位置付け。
- 平成23年 2月 国が市に対して約35haを都市公園敷地として一時使用する国有地利用方針を決定。
- 平成24年 6月 日米合同委員会で共同使用区域について合意。

平成26年度に共同使用区域の約35haを約25ha(憩いのゾーン)と約10ha(スポーツ・レクリエーションゾーン)に分けるフェンス工事等を実施しており、工事完成後には諸手続きを経て共同使用が開始される。

スポーツ・レクリエーションゾーンは基地内のため、米軍が許可したもの以外の恒久的な建築物が認められないなどの様々な制約があり、平成24年度より国、米軍、市の3者において整備及び管理等に関する協議を行っている。

JR横浜線沿いと境川沿いの間に位置するエリアには、地域の人々が集う比較的大規模な公園がない。

市内には現在スポーツ施設が64施設整備されており、そのうち専用野球場が7施設、サッカー等が使用出来る競技場が2施設(天然芝1、人工芝1)存在する。

本市の野球場・競技場において、休日の利用率は野球場が約90%、競技場が約97%と高く、休日の抽選倍率も野球場は約9倍、競技場は約10倍となっている。施設が不足していることにより、大会の開催や一般利用のための施設が十分に確保できていない状況にある。

ホームタウンチームの試合を開催出来る公共施設は、市内に相模原ギオンスタジアムしかなく、当施設は陸上競技大会や市民選手権大会等と利用が競合していることから、「観る」「支える」スポーツ環境の充実が必要となっている。

相模原市スポーツ振興計画において、スポーツを定期的(週1回以上)に行う市民の割合を平成31年度までに65%とすることを目標としているが、平成25年度の「市政に関する世論調査」においてその割合は53.5%と年次目標の60.8%を下回っている。そのうち特に30代と40代は実施率が30%台に留まっており、かなり低い状況にある。

相模総合補給廠の一部は、市地域防災計画において広域避難場所に指定しているほか、市広域交流拠点基本計画において、広域防災拠点としてのまちづくりを位置付けている。これらを踏まえ、共同使用区域約10haは災害時にこれらの機能が十分に発揮できるようオープンスペースとして整備する必要がある。

市の計画の位置付け	<p>新・相模原市総合計画（平成22年3月策定）</p> <p>基本構想</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策の基本方向6 安全で安心して暮らせる社会をつくります ・政策の基本方向8 生涯を通じ学習する人・スポーツする人を支援する社会をつくります ・政策の基本方向14 人にやさしい快適な生活環境をつくります ・政策の基本方向20 基地全面返還の実現をめざします <p>基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点プロジェクト（教育・文化プロジェクト） スポーツ振興によるまちづくり事業 ・施策14 災害対策の推進 災害に強い都市基盤の整備 ・施策19 生涯スポーツの振興 スポーツ・レクリエーション活動の支援 「スポーツ振興によるまちづくり事業」 ・施策31 快適な都市空間の創造 公園・広場の整備 「公園整備事業」 ・施策46 基地の早期返還の実現 基地の早期返還と跡地利用の実現 「基地の返還に向けた国や米軍への要請活動」 <p>中期実施計画（平成26年2月策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「相模総合補給廠共同使用区域（スポーツ・レクリエーションゾーン）整備事業」 <p>相模原市都市計画マスタープラン（平成22年3月策定）</p> <p>小山地域 地域づくり方針</p> <p>共同使用区域のスポーツ・レクリエーションや防災活動の場として活用</p> <p>相模原市水とみどりの基本計画（平成22年3月策定）</p> <p>境川流域 地域別計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都市緑化の推進」 相模総合補給廠共同使用区域の整備・活用
-----------	--

相模原市中央区区ビジョン（平成24年8月策定）

基本方針4

- ・「生涯スポーツの充実とスポーツの振興によるまちづくりを進めます」
相模総合補給廠の共同使用区域へのスポーツ・レクリエーション施設の整備などの検討を進めていく

相模原市教育振興計画（平成22年3月策定）

基本方針

- ・「スポーツ・レクリエーション活動を支援し、施設を充実します。」
主な施策 スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

相模原市スポーツ振興計画（平成23年3月改定）

基本目標2

- ・「豊かなスポーツライフ実現のためのスポーツ施設及びスポーツ情報提供体制の充実」
施策の方向 計画的なスポーツ・レクリエーション施設の配置・整備・活用
- ・相模総合補給廠の共同使用区域へのスポーツ・レクリエーション施設の検討

相模原市地域防災計画（平成26年3月修正）

災害予防計画

- 第5章 応急対策への備え 第3節 避難場所等の整備
相模総合補給廠野積場を広域避難場所に指定している

相模原駅周辺地区まちづくり計画（平成22年3月策定）

土地利用ゾーニング

共同使用区域（約35ha）

- ・憩いのゾーン（約25ha）
広大な空間を生かした市民のイベント広場や憩いの空間として、また災害時は防災広場として活用する。
- ・スポーツ・レクリエーションゾーン（約10ha）
市民の運動・健康・レクリエーション等の空間として、また災害時は防災広場として活用する。

相模原市広域交流拠点基本計画（平成26年6月策定）

広域交流拠点形成の基本方針

- ・相模原駅周辺地区「安心とゆとりのある文化・行政が集積する中枢業務拠点」
「共同使用区域のオープンスペースを活用したスポーツレクリエーションや広域防災拠点としてのまちづくりを進めます」

市民等の意向・要望等の把握	意向・要望等の把握の有無	把握している 把握していない
	把握の時期・方法	市内ホームタウンチーム4チームとのヒアリング（平成26年3月） 「相模原市広域交流拠点都市推進戦略」及び「相模原市広域交流拠点基本計画」策定に係るパブリックコメント（平成26年3月～5月） (公財)相模原市体育協会とのヒアリング（平成26年9月） 相模原市米軍基地返還促進等市民協議会の市内基地視察（平成26年10月） 相模原市自治会連合会役員会及び理事会（平成26年10月）
	動向	パブリックコメントにおいて、共同使用区域における「スポーツ・レクリエーションゾーン」、「憩いのゾーン」に対する反対意見はなかった。 子供から大人まで幅広い年齢層が使用可能で、かつ市民選手権などの大会も開催できる設備を有した野球場及び多目的フィールドの早急な整備が求められている。 身近な場所でホームタウンチームとの交流も含めたスポーツイベントができる施設の早急な整備が求められている。 災害時の広域避難場所としての利用について配慮するよう求められている。
公共が担う必要性	共同使用の主体は市と米軍であり、この二者以外は主体となり得ない。 健康増進やスポーツ振興を目的とした野球場・多目的フィールドなどのスポーツ施設の設置については、施設整備及び維持管理するために要する経費と収益を考えると民間での設置が難しく、公共が担う必要がある。	
本市が事業を実施する必要性	共同使用区域は米軍基地内という特殊性があるとともに、国は約35haを相模原市に対し都市公園敷地として一時使用する国有地利用方針を決定（平成23年2月）したことから、本市で担う必要がある。 災害発生時には、広域防災拠点として一時避難や緊急輸送物資等の集積・配送拠点として市が活用する施設であり、その機能やあり方の検討と合わせ整備を進める必要があるため、本市が実施すべきであると考えられる。	

【事業の妥当性】

(利用者見込等) 需要予測	手 法	<p>野球場及び多目的フィールド 市内同種施設の利用実績等を基に想定される利用者数を積算した。 その他の公園施設（芝生広場、遊具広場等） 「都市公園利用実態調査」(平成20年3月 国土交通省・(財)公園緑地管理財団)に基づき算定した。</p>											
	予測結果	<p>年間利用者数（観客数を含む）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">施設名</th> <th style="text-align: left;">年間利用人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟式野球場（人工芝）</td> <td>約 5.78 万人</td> </tr> <tr> <td>多目的フィールド（天然芝）</td> <td>約 4.14 万人</td> </tr> <tr> <td>多目的フィールド（人工芝）</td> <td>約 5.78 万人</td> </tr> <tr> <td>多目的フィールド（芝生広場内）</td> <td>約 1.44 万人</td> </tr> <tr> <td>その他の公園施設</td> <td>約 16.1 万人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">合計：約 33.2 万人/年（全面共用時）</p>	施設名	年間利用人数	軟式野球場（人工芝）	約 5.78 万人	多目的フィールド（天然芝）	約 4.14 万人	多目的フィールド（人工芝）	約 5.78 万人	多目的フィールド（芝生広場内）	約 1.44 万人	その他の公園施設
施設名	年間利用人数												
軟式野球場（人工芝）	約 5.78 万人												
多目的フィールド（天然芝）	約 4.14 万人												
多目的フィールド（人工芝）	約 5.78 万人												
多目的フィールド（芝生広場内）	約 1.44 万人												
その他の公園施設	約 16.1 万人												
整備手法	他の手法とのコスト比較	<p>現在予定している公設による整備手法以外には、民間ノウハウを活用したPFI等の手法が存在するが、共同使用区域は米軍基地内であることから、国や米軍との整備に係る条件交渉等は全て市が行わなければならないこと、施設の設置には様々な制限があること、有事の際は設備を撤去して業務を中断しなくてはならないことなどから民間事業者を活用した他の手法では困難である。</p>											
	妥当性	<p>本事業については、上記の理由からPFI等の手法に馴染みにくく、市が整備することが妥当である。</p>											
規模の妥当性		<p>施設規模については、国、米軍、市の3者により当該共同使用区域(約10ha)をスポーツ・レクリエーションゾーンとして整備することが決定している。</p> <p>本事業区域は基地内のため、米軍が許可したもの以外の恒久的な建築物が認められないなどの様々な制約がある中で、市内スポーツ施設の利用実態やニーズを踏まえた結果、野球場、多目的フィールド、ジョギングコースを設置することは妥当である。</p> <p>多目的フィールドにおいては、ホームタウンチームの試合も含めたスポーツイベントや市民選手権大会の他、ニュースポーツも含めた一般利用が見込まれ、また相模原ギオンスタジアムにおける各種利用の競合による飽和状態を軽減するためにも、複数面設置することが妥当である。</p> <p>都市公園法に基づく運動公園として、公園内に約3.7haの運動施設を設置することは、法定(運動施設は公園全体面積の50%以下とする)に合致した規模となっている。</p>											

整備場所の妥当性

近い将来、都市整備が予定されている返還地に隣接した地域である。
また、平成23年2月に国が市に対して、本事業区域を含む共同使用区域（35ha）を都市公園敷地として使用する方針を決定している。

本事業区域は基地内のため、米軍が許可したもの以外の恒久的な建物の建設が認められないなどの整備に関する様々な制約がある中で、都市公園（運動公園）として整備することが最も相応しい。

交通アクセスが良く、公共交通機関を利用して気軽に来園できるため、園内に過大な駐車場スペースを確保することなく憩いやスポーツに十分な公園スペースを利用者に提供することができる。

相模原駅前にスポーツ施設が設置されることで仕事帰りの勤労者の利用なども見込まれ、スポーツの定期的な実施率が低い30～40代の実施率向上にもつながる。

交通アクセスが良い駅周辺に観るスポーツの環境整備を行うことは、市民がスポーツに親しむ機会やホームタウンチームの認知向上につながるのと同時に、市外からの集客も見込まれ本市のシティセールスにつながる。

本事業区域は「広域防災拠点」としての役割があり、緊急輸送物資等の物資集積・配送の拠点やヘリポートとしての活用求められる十分な広さを有していること、災害時の緊急輸送道路となる国道16号等の幹線道路に比較的近く立地している点等から、防災拠点としての活用が十分期待できる。

【事業の優先性】

理解・協力の状況 地域、関係住民等の	説明会等 開催の状況	市内ホームタウンチーム4チームとのヒアリング（平成26年3月） （公財）相模原市体育協会とのヒアリング（平成26年9月） 相模原市米軍基地返還促進等市民協議会の市内基地視察（平成26年10月） 相模原市自治会連合会役員会及び理事会（平成26年10月）
	その他 説明事項	子供から大人まで幅広い年齢層が使用可能で、かつ市民選手権などの大会も開催できる設備を有した野球場及び多目的フィールドの早急な整備が求められている。 身近な場所でホームタウンチームとの交流も含めたスポーツイベントができる施設の早急な整備が求められている。 災害時の広域避難場所としての利用について配慮するよう求められている。
市以外の機関等による計画等の有無	有 無	有の場合の計画主体
事業着手時期の 適切性	平成24年6月に約35haの共同使用が日米合意され、スポーツ・レクリエーションゾーン（約10ha）については、早急に市民利用に供することが求められており、事業を早期に着手する必要がある。 平成26年度は共同使用を開始するために必要なフェンス等の工事を完了し、平成27年度に共同使用が開始された後に現地で様々な基礎調査を行うことから、平成28年度から事業に着手するものである。	
（防災・危険回避・ 企業誘致等の観点）	「相模原市広域交流拠点基本計画」において、相模総合補給廠の一部返還地や共同使用区域を活用し、国の基幹的防災拠点等のバックアップ機能の確保をはじめ、周辺自治体との連携等による広域防災機能を備えたまちづくりを進めることを「広域防災拠点構築のための基本方針」の一つに掲げている。	

【事業の有効性】

		成果目標				
事業の目標	達成目標	スポーツ施設の利用促進 定期的なスポーツ活動による体力向上や健康増進 スポーツ観戦やホームタウンチーム支援などスポーツを通じた地域の活性化 公園整備面積の増加				
	設定理由	施設の有効活用 スポーツ実施率の向上 スポーツ観戦率及びホームタウンチーム認知率の向上 都市公園整備の推進				
		成果指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度
		公共スポーツ施設の利用者数(年間延べ人数) 注1	4,108,931人	H25	4,320,000人	H31
		スポーツを定期的(週1回以上)に行う市民の割合 注1	53.5%	H25	65%	H31
		スポーツ観戦率(年1回以上) 注1	25.5%	H25	50.0%	H31
	ホームタウンチームの認知率 注1	34.3%	H25	75.0%	H31	
	都市公園の整備面積 注2	295.10ha	H25	459.85ha	H31	

注1 = 「相模原市スポーツ振興計画」(平成23年3月改定)の数値を使用。

注2 = 「相模原市水とみどりの基本計画」(平成27年3月改定予定)の数値を使用。

区 分		金額（百万円）	積算根拠等
便益項目	直接利用価値	13,024	「改訂第3版 大規模公園費用対効果分析手法マニュアル（平成25年10月 国土交通省）」等
	間接利用価値（環境）	10,632	同上
	間接利用価値（防災）	23,715	同上
総便益（B）		47,370	
費用項目	用地費	0	
	施設費	3,316	同規模事例からの積み上げ
	維持管理費	3,842	同規模事例からの積み上げ
総費用（C）		7,158	

総便益（B）	総費用（C）	B / C	B - C
47,370	7,158	6.62	40,213

表示桁数の関係で合計額が計算と一致しない場合があります。

国の採択基準値：補助金の活用を想定していないため基準値なし

費用便益分析

「改訂第3版 大規模公園費用対効果分析手法マニュアル（平成25年10月 国土交通省）」等に基づき、評価時点を基準年として、一定期間の便益額、費用額を算出し、比較する手法である。

これらの便益及び費用は、割引率を用いて現在価値に換算し、費用便益比等を算出する。

- ・ 割引率：4%
- ・ 現在価値の基準年次：平成26年度（評価年次）
- ・ 評価期間：部分供用開始年度（平成29年度）から50年間

事業の 効果	期待される 効果	<p>市内の中心市街地において、広大なオープンスペースが確保され、市民の憩いの場、多様な活動の場として活用されるとともに、環境機能の向上、防災機能の向上が図られる。</p> <p>相模原駅前において様々なスポーツ大会やイベントが開催されることにより、市外からの広域的な集客や経済波及効果が期待でき、地域の活性化やシティセールスの推進につながる。</p> <p>市民がスポーツに親しむ機会が増加し、スポーツ実施率が向上することにより、体力向上や健康増進につながる。</p> <p>ホームタウンチームによるトップレベルの試合や練習を間近で観ることができ、またトップアスリートと市民との交流イベントが開催されることにより、スポーツを通じた感動や共感を分かち合い市民の一体感の醸成につながる。</p>
	事業の 有用性 (事業を実施 しない場合と の比較)	<p>事業実施による効果を金額で算出すると次のとおりとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果の価値（総便益）473.7 億円 ・施設整備費及び維持管理費に係る経費（総費用）71.58 億円 ・費用便益比（B / C）6.62 <p>公園利用者及びスポーツ施設利用者の増加が見込まれる。（公園利用者：年間約 33 万 2 千人、うちスポーツ施設利用者：年間約 17 万 1 千人）</p> <p>現在、休日利用の抽選倍率が野球場は約 9 倍、競技場は約 10 倍となっており、スポーツ施設を利用したくても利用できない多くの市民が潜在していることから、本整備により利用倍率の軽減が図られ、スポーツ活動の促進につながる。</p> <p>相模原ギオンスタジアムにおいては、各種大会・イベント・ホームタウンチームの試合等の開催により利用が飽和状態にあるため、本事業がその解消に向けた一助となるとともに、相模原ギオンスタジアムにおいて陸上競技大会等の新たな誘致が促進される。</p> <p>以上のことから、本事業は有用性があると判断できる。</p>

**課題解決
のために
最も有効
な手段
(手法)で
あること
の説明**

都市公園（運動公園）を整備することにより市民の憩いの場や多様な活動の場を提供して環境機能の向上や市民の活力を生むことができる。

スポーツ施設が相模原駅前に整備されることにより、特に勤労者がスポーツに親しむ機会が増加し、市内のスポーツ人口の増加につながる。

様々なスポーツ大会やイベントが開催出来る施設が相模原駅前に整備されることにより、市外からの広域的な集客効果が期待でき、地域の活性化につながる。

平成22年10月に市と米軍により交わされた覚書において、本事業区域はスポーツ・レクリエーション地域として使用することが決定している。

また、平成23年2月に国が市に対して、本事業区域を含む共同使用区域（35ha）を都市公園敷地として使用する方針を決定している。

災害発生時には、周辺住宅地や小山地区の広域避難場所や、広域防災拠点として、また緊急輸送物資等の物資集積・配送拠点等として活用できることから、市内及び広域的な防災対策の整備を進め、災害に強いまちづくりを推進する必要があると考える。

【事業の経済性・効率性】

概算事業費 (百万円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>コスト</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td> <td>68</td> <td>485</td> <td>2,458</td> <td>1,274</td> <td>4,285</td> </tr> <tr> <td> 建設工事費</td> <td>0</td> <td>443</td> <td>2,420</td> <td>1,264</td> <td>4,127</td> </tr> <tr> <td> 用地費</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 維持管理費</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>68</td> <td>42</td> <td>38</td> <td>10</td> <td>158</td> </tr> <tr> <td>財源内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 一般財源</td> <td>50</td> <td>134</td> <td>625</td> <td>326</td> <td>1,135</td> </tr> <tr> <td> 国庫支出金</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 県支出金</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 地方債</td> <td>18</td> <td>351</td> <td>1,833</td> <td>948</td> <td>3,150</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>						コスト	H27	H28	H29	H30	合計	事業費	68	485	2,458	1,274	4,285	建設工事費	0	443	2,420	1,264	4,127	用地費	0	0	0	0	0	維持管理費	0	0	0	0	0	その他	68	42	38	10	158	財源内訳						一般財源	50	134	625	326	1,135	国庫支出金	0	0	0	0	0	県支出金	0	0	0	0	0	地方債	18	351	1,833	948	3,150	その他	0	0	0	0	0
	コスト	H27	H28	H29	H30	合計																																																																								
	事業費	68	485	2,458	1,274	4,285																																																																								
	建設工事費	0	443	2,420	1,264	4,127																																																																								
	用地費	0	0	0	0	0																																																																								
	維持管理費	0	0	0	0	0																																																																								
	その他	68	42	38	10	158																																																																								
	財源内訳																																																																													
	一般財源	50	134	625	326	1,135																																																																								
	国庫支出金	0	0	0	0	0																																																																								
	県支出金	0	0	0	0	0																																																																								
地方債	18	351	1,833	948	3,150																																																																									
その他	0	0	0	0	0																																																																									
収支予測 (千円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入見込</td> <td>0</td> <td>16,408</td> <td>29,610</td> <td>29,610</td> <td>75,628</td> </tr> <tr> <td>支出見込</td> <td>43,067</td> <td>86,134</td> <td>129,200</td> <td>129,200</td> <td>387,601</td> </tr> <tr> <td>収支</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 差額</td> <td>43,067</td> <td>69,726</td> <td>99,590</td> <td>99,590</td> <td>311,973</td> </tr> <tr> <td> 累計</td> <td>43,067</td> <td>112,793</td> <td>212,383</td> <td>311,973</td> <td>311,973</td> </tr> </tbody> </table>							H29	H30	H31	H32	合計	収入見込	0	16,408	29,610	29,610	75,628	支出見込	43,067	86,134	129,200	129,200	387,601	収支						差額	43,067	69,726	99,590	99,590	311,973	累計	43,067	112,793	212,383	311,973	311,973																																				
		H29	H30	H31	H32	合計																																																																								
	収入見込	0	16,408	29,610	29,610	75,628																																																																								
	支出見込	43,067	86,134	129,200	129,200	387,601																																																																								
	収支																																																																													
差額	43,067	69,726	99,590	99,590	311,973																																																																									
累計	43,067	112,793	212,383	311,973	311,973																																																																									
<p>受益者負担の考え方</p> <p>本市の受益者負担の在り方の基本方針を踏まえ、見込まれる維持管理経費や、同種・同規模のスポーツ施設の料金設定状況等を踏まえて算出する。</p>																																																																														
コストの適切性	<p>同種・同規模のスポーツ施設の建設コストと比較した結果、適切である。</p> <p>工事や維持管理に係るコスト削減は今後の基本・実施設計の際に、各施設の仕様やコスト縮減対策等について検討し対策に取り組む。</p>																																																																													
	<p>受益者負担の考え方に基づき、利用者には施設使用料として一定の負担を求めるものの、都市公園はその施設の性質上、採算がとれる施設ではないため、収支の均衡を図ることは困難である。</p> <p>ホームタウンチームの試合も含めたスポーツイベント開催時の集客により、経済波及効果が見込める。</p> <p>隣接する返還地(約17ha)の整備完了後には、本事業区域と一体となった相模原駅北側市街地を形成し、相互エリアの連携を図ることにより更なる公園利用者の増加と経済波及効果が期待できる。</p> <p>整備完了後には、効率的な管理運営により維持管理費用の削減を図る。</p>																																																																													
事業の採算性	<p>受益者負担の考え方に基づき、利用者には施設使用料として一定の負担を求めるものの、都市公園はその施設の性質上、採算がとれる施設ではないため、収支の均衡を図ることは困難である。</p> <p>ホームタウンチームの試合も含めたスポーツイベント開催時の集客により、経済波及効果が見込める。</p> <p>隣接する返還地(約17ha)の整備完了後には、本事業区域と一体となった相模原駅北側市街地を形成し、相互エリアの連携を図ることにより更なる公園利用者の増加と経済波及効果が期待できる。</p> <p>整備完了後には、効率的な管理運営により維持管理費用の削減を図る。</p>																																																																													

【環境・景観への配慮】

(周辺住民の合意形成の取組み 周辺環境・景観への影響)	機会や場の設定	基本計画策定業務に際し、意見を聴取していく。
	主な意見	
	説明結果	
環境関連法令等への合規性		都市緑地法、首都圏近郊緑地保全法、都市公園法、文化財保護法、建設リサイクル法や環境関連法（騒音、振動など）。
周辺環境・景観への配慮	調和の配慮	<p>【緑の保全又は緑化】</p> 米軍との協議の範囲内で樹木を植栽し緑の緑化を図るとともに、希少植物が植生している場合は、保全のための適切な対応を図る。 <p>【景観】</p> 市と米軍の覚書（平成22年10月）に基づき、恒久的な高層建築物は建設することはできない。 防球ネットや夜間照明施設については、相模原市景観条例に基づき適切に設置する。
	想定される影響等への対応	影響 緑の保全 希少植物の保全 土壌汚染 景観 騒音 光害 砂塵 文化財

		<p>低減の工夫</p>	<p>緑の保全 米軍との協議の範囲内で樹木を植栽し、緑の緑化を図る。</p> <p>希少植物の保全 整備エリア内に希少植物が植生している場合は、保全のための適切な対応を図る。</p> <p>土壌汚染 土壌汚染については土壌汚染対策法に基づき調査する。</p> <p>景観 市と米軍の覚書（平成22年10月）に基づき、恒久的な高層建築物は建設することはできない。</p> <p>騒音 周辺住民に迷惑を及ぼさないように、観戦型スポーツ施設の配置を工夫する。</p> <p>光害 夜間照明については、周辺住民に迷惑を及ぼさないように設備の配置等を工夫する。</p> <p>砂塵 周辺住民への影響に配慮し、野球場や多目的フィールドを芝生化することにより、防塵対策を図る。</p> <p>文化財 埋蔵文化財については、文化財保護法に基づき調査する。</p>
<p>環境アセスメントの結果（実施した場合）</p>	<p>環境影響評価法及び神奈川県環境影響評価条例、相模原市環境影響評価条例の対象外のため実施しない。</p>		

〔評価書〕

〔所管局評価〕

	評価項目	評価の視点	評価	
			視点ごとの評価	項目ごとの評価
個別評価	事業の必要性	公共が担う必要性		
		本市が事業を実施する必要性		
	事業の妥当性	整備手法の妥当性		
		規模の妥当性		
		整備場所の妥当性		
	事業の優先性	事業着手時期の適切性		
	事業の有効性	有用性		
		課題解決のための有効性		
	事業の経済性・効率性	コストの適切性		
		事業の採算性		
環境・景観への配慮	周辺環境・景観との調和の配慮			
	周辺環境・景観への影響の低減策			
総合評価	<div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">実施</div> 実施しない			
評価結果コメント	<p>事業の必要性については、総合計画を始めとする本市の様々な計画に位置付けられるとともに、国が市に都市公園敷地として貸付けする方針を決定していることから、本市が担う必要性がある事業である。</p> <p>事業の妥当性について、本事業区域は米軍と市の間でスポーツ・レクリエーション地域として使用することが決定しており、また都市公園法に基づいた施設整備が行われることから、評価の視点を満たしている。</p> <p>事業の優先性については、平成24年に日米合意がされ、早急に市民利用に供することが求められていることから、早期に事業に着手する必要がある。</p> <p>事業の有効性については、スポーツ実施率や観戦率などの向上が見込まれるほか、B/Cが1.00を超えており、評価の視点を満たしている。</p> <p>事業の経済性・効率性について、事業費の積算については適切である。採算については、都市公園施設の性質上、収支の均衡を図ることは困難であるが、スポーツイベント開催時の集客により、経済波及効果やシティセールスの推進につながる。</p> <p>環境・景観への配慮については、関係法令に基づき事業計画が進められているほか、周辺住民との調整を図りながら、施設設置等の検討・対策を行うこととなっている。</p> <p>よって、各評価項目については概ね適切な検証がされ評価の視点を満たしていることから、総合評価の結果、実施とする。</p>			
事項特記				